

調布市都市美化の推進に関する条例の一部を改正する条例(案)に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 令和7年9月5日（金）～令和7年10月6日（月）
- (2) 周知方法 市報9月5日号、市報9月20日号及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 環境政策課（市役所8階）、公文書資料室（市役所4階）、神代出張所、文化会館たづくり11階みんなの広場、市民プラザあくろす2階市民活動支援センター、教育会館1階、各図書館、公民館、地域福祉センター（深大寺地域福祉センターは休館のため除く）、多摩川自然情報館、市ホームページ
- (4) 意見の提出方法 氏名、住所、御意見を記入し、直接又は郵送、FAX、Eメール、専用フォームで市役所環境政策課まで提出
※資料の閲覧場所に設置する意見提出箱への提出も可

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数：6件(2人)

<提出意見の内訳>

全般に対する意見	0件
目的（第1条）に対する意見	0件
定義（第2条）に対する意見	0件
協働の責務（第3条）に対する意見	0件
市民等の責務（第5条）に対する意見	0件
その他の意見	6件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

全般

項目	No	御意見の概要	市の考え方
その他	1	調布市の歩道や新しく出来た鬼太郎ロードなどに縁が植えられていますがどの程度の割合で手入れをされているのでしょうか?枯れてる木や伸びすぎていたり植え込みにゴミが捨てられていたりかえって汚い街に見えます 手入れが行き届かないのであれば植栽はしない方が良いと思います また歩道は自転車の方も通るので植栽の場所が狭くなり歩き難く危ないです 駅前のように街並みもスッキリした街づくりを期待します	この条例が、清潔で快適な都市環境の形成を目的としていることを踏まえ、いただいた御意見について、今後の取組の参考とさせていただきます。
その他	2	道路(車道、歩道、国道、都道、市道問わず)ごみが散乱している、雑草がうっそうとしている、路肩と路上の表示が見辛い。	
その他	3	自転車レーンに駐停車している車があり、危険。	
その他	4	公園のごみ拾いや草取りをしていると通行人などから名乗りもせず、クレームが出る。	
その他	5	年々歳々、農地や緑地が開発や再開発の名で減少している。	
その他	6	集合住宅の乱立で光害が発生している。(眩しかったり、夜空・天体観測不可)。 徐々に、市政への協力を渋りたくなりそうです。	